

草加市教育委員会会議録

平成29年第1回定例会

平成 2 9 年草加市教育委員会第 1 回定例会

平成 2 9 年 1 月 2 6 日 (木) 午後 3 時から

教育委員会会議室 (ぶぎん草加ビル 4 階)

議 題

- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 草加市立小中学校指定学校変更の許可に関する基準の一部を改正する基準の制定について |
| 第 1 号報告 | 草加市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定に係る専決処理の報告について |
| 第 2 号報告 | 草加市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定に係る専決処理の報告について |
| 第 3 号報告 | 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について |
| 第 4 号報告 | 草加市立小中学校通学区域審議会の答申に係る報告について |
| 第 5 号報告 | 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について |
-

出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
委 員	井 出 健 治 郎
委 員	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇 田 川 久 美 子

説明員

教育総務部長	今 井 規 雄
教育総務部副部長	三 浦 伸 治
教育総務部副部長	青 木 裕
総務企画課長	伊 藤 寿 夫
学 務 課 長	関 根 秀 一
教育支援室長	山 根 明

事務局

書 記 飯 野 光 政
山 岸 亮

傍聴人 1人

午後3時 開会

開会の宣言

高木宏幸教育長 ただ今から、平成29年教育委員会第1回定例会を開催いたします。

前回会議録の承認

高木宏幸教育長 事務局から前回会議録の朗読をお願いいたします。

————— 前回会議録の朗読 —————

高木宏幸教育長 ただ今、事務局から前回会議録の朗読がありましたが、これにつきましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

高木宏幸教育長 よろしければ、承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

高木宏幸教育長 以上で前回会議録の承認を終了します。

議案審議

高木宏幸教育長 ただ今から、審議に入らせていただきます。本日は、議案が1件、報告が5件となっております。

なお、委員さんの中で議題以外の教育全般に係るご質疑、ご意見等がございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、通常、議案、報告の順でご審議をいただくところですが、第1号議案は第4号報告を受けての議案でありますので、関連しているということから、第4号報告、第1号議案の順で一括して審議をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第4号報告、第1号議案の順で一括審議といたします。

第 4 号報告 草加市立小中学校通学区域審議会の答申に係る報告について

第 1 号議案 草加市立小中学校指定学校変更の許可に関する基準の一部を改正する
基準の制定について

高木宏幸教育長 初めに、教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定に基づく第 4 号報告及び第 1 号議案につきまして、学務課長から説明させます。

説明員 それでは、第 1 号議案は、第 4 号報告の通学区域審議会からの答申を受け、基準を一部改正するものでございますので、第 4 号報告、その後第 1 号議案の順でご説明させていただきます。

第 4 号報告は、草加市立小中学校通学区域審議会が平成 28 年 8 月 2 日付で教育委員会から「草加市立小中学校の望ましい通学区域の在り方について(1)草加市立小中学校指定学校変更の許可に関する基準の明確化について」の諮問を受け、これまで 4 回にわたり審議会で討議した結果を、本年 1 月 10 日付で答申したものでございます。

その内容は、児童数の偏り等の課題の解消を図るとともに、保護者や市民にとって分かりやすい基準とするため、指定学校変更の許可に関する基準を改める必要を認めるというものでございます。

次に、この答申を受け、提出いたしました第 1 号議案をご説明いたします。

この議案は、ご説明いたしました通学区域審議会の答申に鑑み、草加市立小中学校指定学校変更の許可に関する基準の一部改正を行うものでございます。

一部改正の主な内容をご説明申し上げます。

小学校の基準、別表第 1 - 1 でございますが、まず、指定学校の変更に関する根拠法令を加えました。

次に、転居等の異動等に伴う許可理由では、高学年とそれ以外の学年に分け許可基準を整備し、許可期限を明確にいたしました。家庭の事情による許可基準については、具体的事項も含めて整備をいたしました。

また、その他の理由では、地理的理由を廃止し、これに代わるものとして、身体的理由、留守家庭、入学時の兄弟関係を新たに設け、分かりやすい基準といたしました。

各許可理由に必要な書類についても見直し、整備をしたところでございます。

学校選択地域の項では、新田小学校と栄小学校の選択可能地域を平成 30 年度入学から廃止することを明記いたしました。これは、前回、審議会から答申をいただいたものでございます。

その他申請等手続の明確化、通学区域を変更する保護者に対して児童が安全に登校できるよ

うお願いを明記させていただきました。

続きまして、中学校の基準、別表第1 - 2でございますが、小学校同様に、根拠法令を追加し、転居等の異動等に伴う許可理由に対しての許可期限を明確にするとともに、家庭の事情による許可基準を、具体的事項を含め整備をいたしました。

また、その他の理由による指定学校変更では、教育上の配慮の許可基準等を整備し明確にいたしました。

その他変更手続きの明確化、通学区域を変更する保護者に対して生徒が安全に登校できるようお願いを明記させていただきました。

今後ですが、ホームページや広報等により情報提供を行うとともに、児童生徒及び保護者、市民の皆様に対し周知を図り、公平かつ公正な運用に努めてまいります。

この基準については、平成29年4月1日から施行するものいたします。説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

村田悦一教育長職務代理者 第4号報告についてお尋ねさせていただきます。

51ページに答申の一文がありますが、最後に、「公平・公正な運用に努めることが大切である」と書かれているということは、言葉を返すと、公平・公正でない事例が出ているのでしょうか。あるいは、審議会を4回されたということですが、その中で具体的に何かあったのでしょうか、お尋ねいたします。

説明員 小中学校の通学区域及び指定学校変更の許可に関する基準について、本市でもホームページ等で情報公開をしながら、また、就学時健康診断や入学説明会で説明をし、周知を図ってきたところでございます。

しかしながら、指定学校変更を希望される保護者の中には、指定学校変更の基準の周知が十分になされていないために、「学区や指定校変更のことを知っていればこの家に引っ越さなかった」というような保護者からのご意見もいただきました。今後、更に市民の皆様幅広く理解していただけるように、周知することも考えてまいりたいと思います。

村田悦一教育長職務代理者 そういう意味では、理解、周知といったところに課題があったということで、公平・公正な運用はできているということですね。

説明員 はい。

村田悦一教育長職務代理者 では、その下の答申理由のところ、3段落目、「児童数の偏

り等の課題の解消を図るとともに」とありますが、どうしても児童数が偏ってくると審議会に変更等について諮問を出していくような形になりますが、これは本末転倒なのかなと思います。担当課としての長期的展望、あるいは、実際の4回の審議会の中で課題となっていることがありましたらお願いいたします。

説明員 指定校変更の基準が明確でないという点がございましたので、その点を広く保護者の方が解釈された部分もありますが、指定校を変更する児童生徒が増え、児童数の偏りが生じている地域が出ているのは顕著でございます。

市民の皆様にとって、分かりやすい指定学校変更の基準にしながら、適切な運用を図ってまいりたいと思っています。今回扱うのは通学区域ではなく基準になりますが、保護者にとってやはり関心が高い問題であるので、今後の草加の教育や、地域の発展を考えながら、慎重に、時間をかけて更に検討してまいりたいと思っております。

村田悦一教育長職務代理者 児童数の偏りによって、プレハブを建てなくちゃいけないとか、そういう課題のある学校という地域というのはあるのでしょうか。

説明員 現在、プレハブを建てなければならない学校というのはございません。

村田悦一教育長職務代理者 栄小学校の学区域ではマンションができて、児童数の急激な増加が予想されているというような話も聞くのですが、栄小学校について心配はないということですね。

説明員 その近辺の開発地域の件でございますが、次回の審議会の答申の諮問の一つになっておりますので、来年度から検討に入るところです。

高木宏幸教育長 補足になりますが、栄小学校のところに、URの新しいマンションができていたことは把握していたしましたので、既に昨年度、学区の見直しを図っております。

更に開発が進む中で必要とされるような状況も見据えて、今後も考えていきたいということで、一度、見直しを行っております。

宇田川久美子委員 現状を聞きたいのですが、本年度であれば、通学方法は徒歩、または電車・バスと書いてありますけれども、電車・バスで通学している生徒はどれぐらいいらっしゃるのですか。

説明員 現在、教育委員会では聞いておりませんので、ないかと思えます。

村田悦一教育長職務代理者 では、第1号議案のほうで、具体的にお尋ねをさせていただきます。

小学校ですが、地理的理由からより詳しくするために、身体的理由と留守家庭と入学時の兄

弟関係という3つになったのかなと思うのですが、そのうちの留守家庭のところで、「保護者の就労状況により、祖父母・親戚宅等から通学する場合」とありますが、この「等」は、具体的に何が含まれるのかお尋ねさせていただきます。

説明員 「等」には、保護者の勤務先も含まれております。

村田悦一教育長職務代理者 そういうことであれば、そこをはっきりと「保護者の就労状況により、勤務先や祖父母・親戚宅等」とした方が良いのではないかと思います。どうしても「等」は入ると思うのですが、やはり祖父母・親戚宅よりも、勤務地の関係のほうが多いかなというところがありますので、ここで出せなければこの「等」にそれが含まれるということをごどこかにまた周知していかないと、知らなかったという問題になっていくのかなという心配がありますので、文言の訂正が無理であればその辺りの配慮をしていただければと思います。

説明員 ご意見ありがとうございました。

村田悦一教育長職務代理者 欄外にある、「学区外からの通学は、「登下校の安全については、保護者が責任を負う」ことを条件とする。」という文の中の、この「責任を負う」ということの意味ですが、学区外から来ていた場合に、交通事故とか何かあったときには、日本スポーツ振興センターの制度を適用できるのか、あるいは保護者の責任だからとなってしまうのか、確認をさせていただきたいです。

説明員 学区外からの子どもたちですが、学区外からであっても学校管理下となるので、日本スポーツ振興センターの制度の適用にはなりません。

また、「責任を負う」ということですが、学区外であるため、学校が認めた通学班の集合場所までは責任を持って保護者の方に届けてほしいということと、保護者の方も学区外から通学をさせているという認識をもっていたらいいというこちらの願いもございませぬ。

宇田川久美子委員 今、学区外から来ている数はどれくらいですか。

説明員 現在、指定学区外から来ている児童数ですが、市内、いろいろな理由も含めまして約1万3,000人中860人おります。

宇田川久美子委員 生徒は何人でしょうか。

説明員 生徒は、ただ今資料を持ち合わせておりません。

高木宏幸教育長 では、後ほど、生徒数を数値で示してください。

ただ、中学校に関しては学校選択制がありますので、それ以外の指定校変更はもちろんありますけれども、小学校ほどはないかと思います。

他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第1号議案につきましては、原案どおり可決することによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第1号議案については、可決といたします。

第1号報告 草加市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定に係る専決
処理の報告について

第2号報告 草加市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定に係る
専決処理の報告について

高木宏幸教育長 次に教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定に基づき、専決処理
の状況を報告させていただきます。

第1号報告と第2号報告は相互に関連しておりますので、一括して審議したいと思いますが、
いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようでございますので、第1号報告、第2号報告を一括審議と
いたします。

第1号報告及び第2号報告につきまして、学務課長より説明させます。

説明員 第1号報告と第2号報告の内容は相互に関連がありますので、一括してご説明申し
上げます。

本案件は、本来ならば教育委員会の議決を経るべきところですが、緊急に処理する必要があ
り、教育委員会を招集するいとまがないと認め、平成28年12月28日付で専決処理させて
いただいたものをご報告するものでございます。

平成28年12月26日付で、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び同規則の一部
改正が公布されたことに伴い、草加市小・中学校管理規則及び草加市立小・中学校職員服務規
程を一部改正するものでございます。

主な内容は、小・中学校管理規則の一部改正については、介護時間の新設、介護休暇の期間
拡大、時間外勤務の免除特例が設けられたことから、校長及び学校職員の介護時間の承認手続
きを規定するとともに、条文の所要の整備を行うものでございます。

小・中学校職員服務規程の一部改正については、主に、介護休暇簿の変更や介護時間簿の新

設などを行うものでございます。さらに、同日付けで、県の職員の育児休業等に関する条例及び同規則の一部改正が公布され、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大に伴い、育児休業承認請求等の様式の変更などを行うものでございます。

なお、施行期日については、両規則とも、平成29年1月1日とするものでございます。説明は以上になります。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なお、今、学務課長から改正の概要について説明がありましたが、参考資料を見ていただくと、管理規則の概要のポイント、それから、服務規程の改正の概要が示されておりますので、そこもご覧いただきながら審議いただければと思います。

村田悦一教育長職務代理者 介護休暇の取得状況について、例えば、平成27年度は何件、あるいは今年度は何件というように教えていただけますか。介護時間の承認はこれから新設ということですからまだ実績はないと思いますので、介護休暇の状況をお知らせください。

説明員 介護休暇については、こちらで集計はしておりません。校長専決になります。

小澤尚久委員 校長先生が専決されているということですがけれども、やはり長時間だとか長期間に及ぶような場合については、代替等の話が教育委員会に来ることもありますか。

説明員 現段階ではそういう事例はございません。

小澤尚久委員 学校で調整できているということですね。

加藤由美委員 基本的な質問をさせていただきたいのですが、学校職員の勤務時間というのは、何時から何時まで、何時間ですか。

説明員 開始については学校ごとに変りますが、1日の勤務時間は7時間45分になっております。

宇田川久美子委員 小・中学校管理規則の休暇の承認のところ、「承認は校長が行う。ただし、校長は、職員に引き続き8日以上にわたり病気休暇等を与える場合又は特に必要と認める場合は、あらかじめ委員会の指示を受けなければならない。」とありますが、把握されている数というのはあるのですか。委員会の指示を受けなければならないとありますけど。

説明員 ただ今持ち合わせておりませんが、特に必要と認めた場合については指示を出すことになっております。

宇田川久美子委員 「病気休暇等」の「等」には介護休暇を含めたいろいろな休暇が入ると理解したのですが、この「等」は何を意味していますか。

高木宏幸教育長 後ほど学務課で確認をして、報告願います。

他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第1号報告及び第2号報告については、原案どおり承認することによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第1号報告及び第2号報告については、承認いたします。

第3号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

高木宏幸教育長 次に、第3号報告につきまして、学務課長より説明させます。

説明員 それでは、12月分の県費負担教職員の専決人事をご報告させていただきます。

まず、退職ですが、小学校教諭2件でございます。

現在、小学校1校には補充ができておりますが、もう1校は補充ができておりません。各市に照会をかけ、臨任の名簿を見ながらこちらから連絡をとらせていただいで、補充ができるように進めておるところでございます。

続いて、育児休業ですが、小学校教諭1件、小学校養護教諭2件でございます。

続いて、発令ですが、欠員補充が中学校教諭1件でございます。

次に、代替ですが、小学校産休代員が2件、小学校育休代員が3件でございます。以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

小澤尚久委員 退職の2件ですけれども、1件、まだ未補充ということでしたが、急な退職なのでしょうか。それぞれの理由、性別、年代などについて教えてください。

説明員 まず1件でございますが、20歳代女性でございます。お子さんができたということで退職です。もう1件でございますが、40歳代女性で一身上の都合で退職ということになっております。

小澤尚久委員 では、この40歳代女性について未補充ということでしょうか。担任をされていたということなのでしょうか。

説明員 1人は特別支援学級の担任をしておりました。もう1人は通常学級の担任をしてお

りました。

小澤尚久委員 今は、学校で調整しながら、どなたかが代わりに務めているということでしょうか。

説明員 学校で調整していただきまして、学校の少人数を担当されている先生に担任に入っていて、現在はその先生がしっかり担任をしているということでございます。

小澤尚久委員 早急に決めていただければと思います。よろしくお願いたします。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第3号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第3号報告については、承認といたします。

第5号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

高木宏幸教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

第5号報告につきまして、山根教育支援室長より説明させます。

説明員 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告をさせていただきます。

今回の報告は、草加市教育委員会が就学支援委員会に対して諮問しました2つの事項についてでございます。

諮問事項(1)「障がいがあると思われる児童・生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる児童・生徒に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援」について報告をさせていただきます。

特別な教育措置1、在学児童・生徒でございますが、今回の調査依頼人数12人、調査実施人数12人、未実施者はおりません。なお、その内訳は小学生11人、中学生1人でございます。

障がいの種類の判断は、「知的障害」が6人、「情緒障害」が5人、「肢体不自由」が1人でございます。

続きまして、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、障がいの種類で「知的障害」が6人、その内訳は、「知的障害特別支援学級で指導することが望ましい」が5人、「特別支援学校で指導することが望ましい」が1人。「情緒障害等」が5人、その全員

が「自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましい」。「肢体不自由」が1人、「特別支援学校で指導することが望ましい」の判断でございます。

続きまして、諮問事項(2)「障がいがあると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援」について報告させていただきます。

特別な教育措置1、就学予定児では、今回の調査依頼人数は8人、実施人数8人で行いました。

調査実施人数の8人における、障がいの種類の判断は、「障がい種を判断できるほどの課題は見られない」が3人、「知的障害」が4人、「情緒障害等」が1人で行いました。

障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、「障がい種を判断できるほどの課題は見られない」の内訳としましては、「通常学級で観察指導することが望ましい」が2人、「市教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましい」が1人で行いました。「知的障害」は4人、その全員が「知的障害特別支援学級で指導することが望ましい」となりました。「情緒障害等」は1人、「自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましい」で行いました。

続きまして、特別な教育措置2(通級による指導:ことば・きこえ)の就学予定児でございます。今回の調査依頼人数3人、調査実施人数3人、未実施者はありません。

ことばに障がいがあると思われる児童は3人です。障がいの種類の判断は、構音が2人、吃音が1人で行います。障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、3人とも要指導、「通級指導教室でことばの指導を必要とする。」との判断になりました。以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

小澤尚久委員 今年度、特別支援学級や特別支援学校を希望していて、その希望がなかなかかわらず、そちらのほうには進路を向けられなかったお子さんというのはいらっしゃいますか。

説明員 特別支援学校の判断を受けたお子さんで、特別支援学校を希望されて、人数で入れなかったお子さんはありません。また、近くの特別支援学級を希望されて、そちらに行きたいというお子さんはいらっしゃいましたが、特別支援学級は地域で子供を育てるということを最優先で、自力登校がとても大きな課題となりますので、それを優先しまして、特別な教育的配慮の必要性がない以上は学区の特別支援学級で学ぶことになっております。以上でございます。

高木宏幸教育長 それでは、先ほどの点、報告できますか。学務課長。

説明員 まず、学校選択制を使った生徒ですが、今年度新1年生約2,000人中308人でございました。

続きまして、8日以上にわたる病気休暇等の件でございますが、小学校は22人、中学校は4人の報告がありました。なお、病気休暇等の「等」の扱いですが、これにつきましては、特別休暇、組合休暇、介護休暇が含まれているとのことでございます。以上でございます。

高木宏幸教育長 続きまして、その他の報告がございましたらお願いいたします。

教育総務部長 特にございません。

高木宏幸教育長 その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程について、事務局からお願いいたします。

説明員 それでは、次回の教育委員会の日程でございますが、平成29年第2回定例会につきましては、2月9日木曜日、時間は午後1時30分から、場所は教育委員会会議室でお願いしたいと思います。

閉会の宣言

高木宏幸教育長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後3時47分 閉会